



くらしのフレッシュ便

広島県生活センター

相談ファイル

～商品券が当たったと呼び出されて～

〈相談内容〉

アンケートに応募したら、「商品券が当たりました」と5日前に電話で呼び出された。4～5時間にわたり、電化製品や国内外旅行が格安になる特典付きの会員権を勧誘された。また「海外旅行で困らないように英語を勉強しなければいけない」と言われ、英会話教材のCD-ROMも勧められ、合計で82万円の契約をしてしまった。支払いが困難であるため解約したい。(20歳代 男性)

〈アドバイス〉

このように、電話や郵便などにより「会社の説明をしたい」「プレゼントを取りに来てください」「あなただけ特別に」などと、販売目的を隠して、消費者を営業所などに呼び出し、商品やサービスを売りつける商法を「アポイントメントセールス」といいます。

営業所などに行くと、何時間も数人の販売員に勧誘され、契約せざるを得なくなります。

また、ほとんどの場合、会員権などの利用価値はないようです。

アポイントメントセールスは、たとえ営業所で契約した場合でも不意打ち性が高いため訪問販売にあたり、このケースでは、契約書面を受け取ってから8日以内なので、クーリング・オフにより無条件で解約することができます。

クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、「帰りたい」と言ったのに帰してもらえず、その結果契約した場合などは、「消費者契約法」により契約の取消しを主張することができます。

「特定商取引に関する法律」の改正により、販売目的を隠して、公衆の出入りしない場所(ホテルの一室、車の中、カラオケボックスなど)に誘い込んで勧誘することは禁止されました。



情報ファイル

～食用油の発火～



家庭でよく使用されている食用油は、サラダ油、キャノーラ油、サフラワー油などです。最近では、健康志向の高まりから、身体に良いとされるオレイン酸を多く含むものや、脂肪をつきにくくするために脂肪酸の形を変えたものなど、成分に特徴のある食用油が多く出回っています。

国民生活センターには「少量で使用できるという揚げ油で揚げ物調理中、油が発火してやけどを負った」という相談が寄せられています。

食用油の発火に関する一般的な注意情報では、20～30分で火がつくといわれています。

しかし、強い火力や食用油の特徴ある成分などの要因が重なると、より早く火がつくことがあります。

【アドバイス】

○成分に特徴がある食用油は、サラダ油よりも低めの温度で発火し、発火までの時間も短いため、使用の際には表示をみるなど注意しましょう。

○食用油が少量の場合や、温度が上がっていることを見た目などで判断できない状況で食品を入れると、発火までの時間が早いので特に気をつけましょう。

○水分の多い食品を揚げるときには、食用油のはねや泡立ちが起こりやすく、また、破裂しやすい食品は破裂と同時に火柱が上がり特に危険なので注意しましょう。

消費生活相談状況(10月) ※12月27日現在確定分

10月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、2,348件ありました。

情報料等を請求するハガキやメールなどが届いたという架空請求・不当請求の相談が依然として多く寄せられています。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	1,264
2	融資サービス	157
3	教室・講座	51
4	商品一般	47
5	工事サービス	44

主な苦情相談は右の表のとおりです。

～お知らせ～

スマートライフ講座

ネットショッピングの魅力と魔力

日時 平成17年1月20日(木) 13:30～15:00

会場 広島県生活センター研修室(県庁農林庁舎1階)

講師 広島弁護士会

弁護士 原田武彦さん

定員 30名

参加費 無料

申込み 電話でお申し込みください。(TEL 082-513-2731)

消費者啓発講座

日時	場所	対象	講師
1月19日(水) 13:30～15:00	広島市 倉掛公民館	高齢者	消費生活アドバイザー 太田 和子
1月19日(水) 13:00～15:00	因島市 福祉会館	民生委員	生活センター職員

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階

消費啓発グループ TEL 082-513-2731

警戒情報



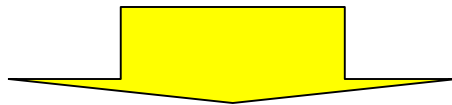
裁判所、弁護士事務所を装った 架空請求にご注意ください！

● 裁判所からの通知は「特別送達」という特殊な郵便で送付されます。

「特別送達」の場合、

- ハガキや普通郵便で送付されることはありません
- 郵便物を印鑑をつけて受け取ることが原則なので、郵便受に投げ込まれることはありません
- 封筒には、裁判所名と「特別送達」という記載があります
- 書類には、事件番号及び事件名が必ず記載されています

● 弁護士事務所から、訴状を送付することはありません。



架空請求の郵便物がもし届いたら

弁護士事務所、裁判所からと見られる郵便が届いた場合、すぐには連絡せず、身に覚えがあるか、頭を冷やしてみてください。

● 連絡して確認する場合には、自分で電話帳などで電話番号を調べて、問い合わせましょう。

封書に記載されている番号、住所に問い合わせることはやめましょう。記載されている電話番号は架空請求業者の連絡先である可能性が高く、そこに連絡すると、個人情報を与え、更なる被害を招くことになります。

※ このような郵便を受け取った場合には、消費生活相談窓口または警察に連絡しましょう。

最寄りの消費生活相談窓口の案内